

## 6 住宅

### 1. 岐阜県建築士会福祉まちづくり建築士 身体

建築士会所属の建築士が他職種と連携し、高齢者・障がい者等からの住まいの計画、改修等に関する相談を、地域包括支援センター、社会福祉協議会、在宅支援センター、市町村等への依頼を通じて、無料で対応します。

また、相談者から改修案作成等の依頼があれば、個別に設計・監理契約を行い業務に当たります。

問 公益社団法人岐阜県建築士会

TEL 058-215-9361 FAX 058-215-9367

### 2. 県営住宅への優先入居 身体 知的 精神

障がい者世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯などで一定の要件を満たしている方は、一部の県営住宅において募集戸数の5割を優先入居枠として、抽選にあたっての当選率を一般世帯より高くしています。

また、一部の県営住宅においては、バリアフリー対応の部屋も用意しています。詳細はお問い合わせください。

申問 岐阜県住宅供給公社 管理課

TEL 0584-81-8503 FAX 0584-81-8506

岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所

TEL 058-214-7058

### 3. 生活福祉資金（→ 35 ページ）共通

「身体障害者手帳」や「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方や世帯等のうち、一定の条件を満たす方には資金の貸付を行っています。

### 4. 住宅セーフティネット制度 共通

セーフティネット住宅情報提供システムでは、障がい者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（賃貸住宅の賃貸人の方が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市にその賃貸住宅を登録するもの）の情報を閲覧することができます。

セーフティネット住宅情報提供システム URL : <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

※全ての住宅がバリアフリー対応しているわけではありません。

また、県から指定を受けた居住支援法人が、民間の賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、入居や生活等に関する支援をします。

県が指定する居住支援法人一覧

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/440639.pdf>

問 県住宅課

TEL 058-272-1111 (内線 4833、4842) FAX 058-278-2783